

習志野市

こども若者まんなか計画

(令和7年度～令和11年度)

～ ならしのまんなかプラン ～



令和7年3月
習志野市

はじめに

習志野市では、昭和45年にまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」に基づき、地域の子育て支援の中核施設となる認定こども園の整備を千葉県で初めて行うなど、こどもの教育・保育、子育て支援について全国でも先駆的な取り組みを実施してまいりました。

また、平成27年度からは、国の「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い策定した「習志野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、急増する保育需要に対応するための施設整備や子ども・子育てに関するあらゆる相談にきめ細やかに対応するための体制整備に重点をおき、これからの子育て支援の基礎づくりに取り組んでまいりました。



これらの取り組みにより、本市の保育や放課後児童会の待機児童は大きく減少するなど、一定の成果をあげてはいるものの、全国と同様に出生数の減少や、児童虐待相談、不登校件数の増加など、こども・若者と子育て家庭の課題は、本市においても発生しています。また、今後の人口減少、少子超高齢社会への移行についても、完全にその影響から逃れることはできず、こども・若者たちには大変厳しいともいえる未来が待ち受けています。

このような状況を踏まえ、前計画の内容に若者支援と少子化対策を新たに包含し、こども・若者と妊産婦、子育て家庭等の支援をより総合的・一体的に行うため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「習志野市こども・若者まんなか計画（令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。

次代を担うこども・若者たちの抱える状況に応じた多様なニーズを的確に捉え、将来に希望をもてる施策を講じていくことが、本市の無限の発展を支え、持続していくことに繋がるものと考えております。本計画をそのスタートラインと位置づけ、現計画で構築した子ども・子育て支援の枠組みを十分に活用しながら、さらなるサービスの充実に取り組んでまいります。

そして、すべてのこども・若者が将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活がおくることができる「こども・若者の健やかな成長を みんなのやさしさで支えるまち 習志野」の実現を追求してまいります。

本計画の策定にあたりましては、「習志野市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や対話による意見交換、パブリックコメントなどにおいて、多くの皆様から貴重な御意見をいただきました。心から感謝申し上げます。

最後に、本計画の推進には、行政のみならず、地域、企業、団体など市民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であります。本市のこども・若者たちのため、皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

習志野市長

宮本泰介

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨	9
2 計画の位置づけ・計画期間	12
3 計画の策定体制	14

第2章 習志野市の現状

1 習志野市のこども・若者、子育ての現状	19
2 子育て支援施策の状況	28
3 こども・若者人口の推移と推計	40
4 子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	43
5 こども・若者の生活等に関する実態調査結果の概要	57
6 こども・若者の意見聴取結果の概要	80
7 前計画の振り返り	90

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	97
2 基本視点・基本目標	98
3 施策体系	100
4 重点施策・評価指標	101
5 計画の推進体制	111

第4章 基本施策

1 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめ たくましく生きるまち	120
2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち	133
3 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち	143

第5章 必要量と確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	149
2	教育の必要量と確保方策	152
3	保育の必要量と確保方策	154
4	地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策	170

参考資料

1	計画策定の検討経過	201
2	関係条例等	203